

基本的な考え方

○住宅を再建できるまで
応急的・一時的住まい
(仮住まい)の確保

○現物提供が原則

○資力要件

制度当初の取扱い

○「雨露をしのぐ」ため最低限の広さ、
機能等を具備(必要最低限の面
積、費用の上限を設定)

○提供できる期間は2年

○応急建設住宅が原則

○厳格に運用

現行の取扱い(特に東日本大震災において)

○日常生活の場
⇒・機能向上(暖房機能の追加等)
・「コミュニティ」確保

○コストの上昇

○入居期間の長期化(2年超)

○短期間での大量供給が難しい、建
設用地が不足(一方で、大都市にお
ける大量の空き家の存在)の場合
⇒ 民間賃貸住宅の活用

○住家被害の程度のみで判断

○他の施策(低所得者対策等)とのバランス

○応急仮設住宅の退去の取扱い